

審判活動を行うための第二登録
 所属都道府県サッカー協会以外で審判活動を行うための第二登録について

■2010年4月1日より施行されます

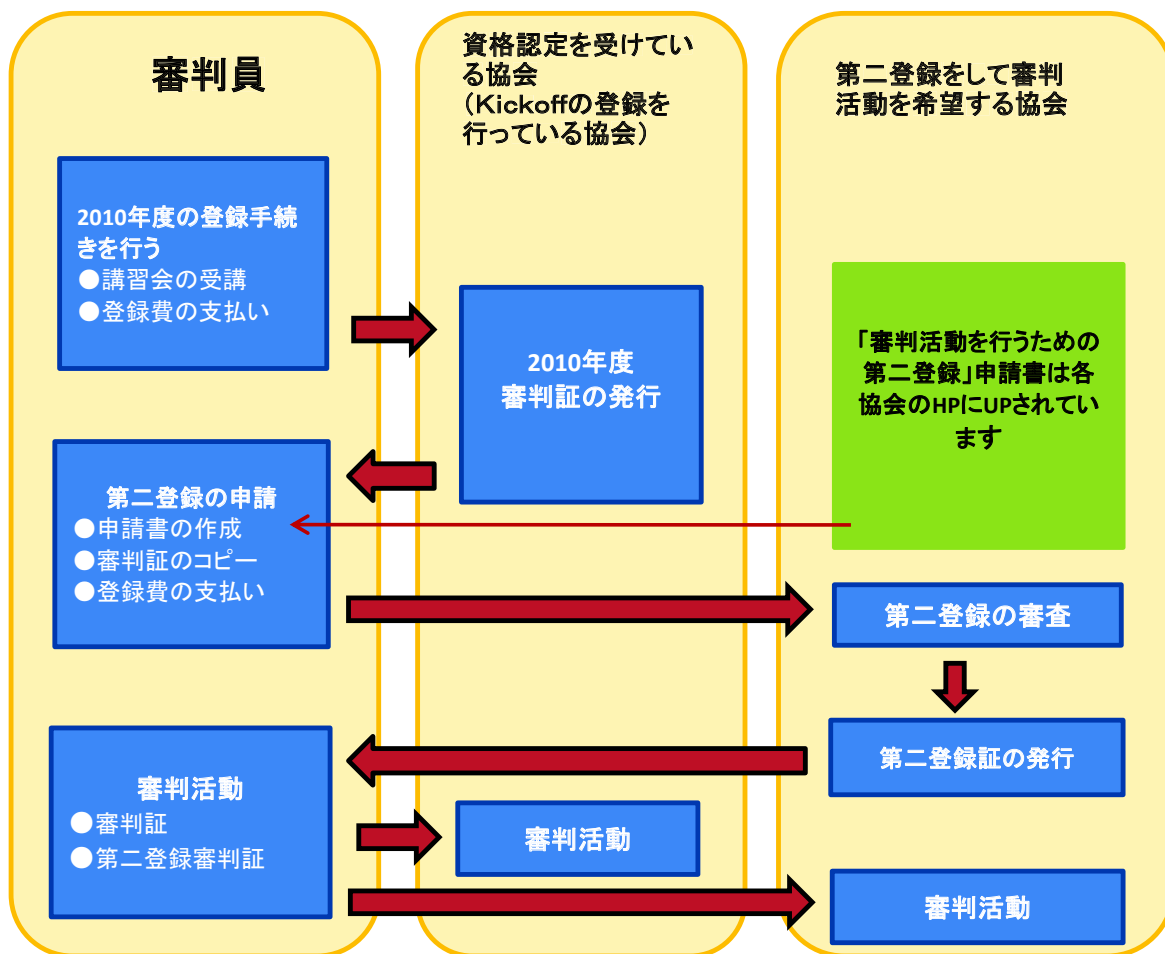
2010年度審判員登録をされた方から申請することができます。

- 審判員の皆さんから次のような問い合わせを受けることがあります。
- Q) 現在、A協会を通して4級審判員の資格を持っており登録しているのだが、B協会が所管する試合でも審判活動を日常的にすることはできないだろうか？
- Q) 自分は高校のOBチームを通してC協会に4級審判員として登録しているが、大学の同好会チームでD協会が所管する試合でも審判活動を日常的にすることは可能か？

このような方々が**2つ以上の協会**で**日常的に審判活動ができるようにするための制度**です。

- * 都道府県サッカー協会が所管する試合で審判活動をするための制度です
- * S/F2級, 女子1級, S/F1級審判員が地域協会や日本協会が所管する試合で審判活動をする場合は、この制度の対象とはなりません。
- * 審判資格を継続(更新)するためには、現在所属している都道府県サッカー協会での手続きが必要となります。**第二登録サッカー協会での審判資格更新の申請はできません**のでご注意ください。

登録協会以外で審判活動を行うため第二登録の手続きの流れ



神奈川への第二審判登録について

【申請の流れ】

- ① 以下のアンケートに回答し FAX (審判員)
- ② 第二登録申請書を FAX にて送付 (神奈川 FA)
- ③ 第二登録申請書を記入、登録費の振込 (審判員)
神奈川県登録費 2011年度
S4級 1500円, F4級 1500円 S3級 4000円, F3級 4000円 S2級 4000円, F2級 4000円
- ④ 第二登録申請書を FAX (審判員)
- ⑤ 振込と申請書を確認後、第二登録審判証を送付 (神奈川 FA)

注意① あくまで、帯同審判のための制度です。

他の都道府県の資格で、当県の公式戦の帯同審判をするために必要な制度です。

注意② 第二登録では割当を受けることはできません。(2級、3級の方)

第二登録が必要な場合は、割当を受けて活動するための制度ではありません。神奈川での活動をご希望の場合は、移籍をしてください。

FAX 0466-46-5696

- ・所属協会
- ・氏名 (フリガナ)
- ・電話番号
- ・FAX 番号
- ・第二登録の理由

※ 上記個人情報は、第二登録関連の事務処理以外には使用いたしません。